

令和6年度 辰野町若者チャレンジ応援補助金 募集要項

趣 旨	辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略における「新たな交流機会の創出」を図るため、魅力ある地域づくりの推進にあたり、その方策について斬新な発想と豊かな想像力を持った若者の知恵と力を結集し、創意と工夫により町の活性化を図る事業に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	
交 付 対 象 者	<p>「若者」とは、年度年齢 13 歳から 35 歳以下の者とし、次の①～③いずれにも該当する団体とする。</p> <p>①辰野町内に在住する若者を中心として構成された団体</p> <p>②代表者は辰野町内に在住する 18 歳以上であること</p> <p>③団体の構成員の過半数が若者であること。構成員に、辰野町出身者及び他市町村の協力者を含めることも可能とする。</p>	
対 象 と な る 事 業	<p>辰野町内で実施するもので、次のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>①若者同士の交流の場を創出するもの</p> <p>②若者ならではの獨創性、先進性のある自発的な企画によるもの</p> <p>③美しい地域づくり（植栽や環境美化等）に関するもの</p> <p>④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図るもの</p> <p>⑤観光の振興を図るもの</p> <p>⑥その他地域の活性化につながるもの</p> <p>ただし、次に掲げる事業は、<u>交付対象事業としない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とするもの ・特定の個人、団体のみが利益を受けるもの ・飲食のみを目的とするもの ・国、地方公共団体、その他の団体等から助成等を受けているもの ・従来から行われている事業をそのまま実施する事業 ・政治的活動に関するもの ・宗教的活動に関するもの ・公序良俗に反するもの ・その他町長が不適当と認めるもの 	
補 助 金 額	補助対象経費を合算した額の 10 分の 10 以内とし、限度額を 10 万円とする。算定にあたって千円未満の端数は切り捨て	
補助対象経費	謝金	講師招へい等に係る謝礼
	旅費	外部講師等への交通費等
	印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷経費
	消耗品費	材料、消耗品（単価 3 万円未満の物品）等の購入費
	通信運搬費	電話代、郵送料等
	委託費	専門業者への委託等
	保険料	ボランティア保険等
	使用料	施設等の使用料、機器のリース・レンタル料
	施設整備費	事業実施に必要な施設等の整備・改修費 ※整備が事業実施に必要不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかで確実であること
	備品購入費	備品（単価 3 万円以上の物品）購入費 ※購入が事業実施に必要不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかで確実であること
	広告費	新聞、折り込み広告等の経費
	負担金	事業実施を目的に、他主催のイベント等に参加する際に必要な参加料等の経費。事業実施に必要な研修等を受ける場合の経費

事業実施期間	交付決定～令和7年2月28日まで
応募方法	提出書類に必要事項を記入のうえ、辰野町役場まちづくり政策課までご提出ください。
募集期間	令和7年1月31日（金）17時まで ※予算の範囲内となるため、早くに締め切ることがあります。
提出書類 （交付申請）	以下①～④の書類提出が必要 ①辰野町若者チャレンジ応援補助金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③事業収支予算書（様式第3号） ④見積書の写し ⑤構成員名簿（住所、年齢を記載したもの） ※任意様式 ※①～③の書類は辰野町ホームページからダウンロードすることができます。
実績報告書の提出	事業完了後、以下①～④の書類提出が必要 ①辰野町若者チャレンジ応援補助金実績報告書（様式第7号） ②収支決算書（様式第8号） ③領収書等支払いを証する書類の写し ④事業の過程を判別できる証拠書類（写真等） ※①②の書類は辰野町ホームページからダウンロードすることができます。
補助金の確定	実績報告書の審査終了後、補助金の額の確定を行います。 ※審査により交付決定の額と異なる場合がありますのでご注意ください。
概算払	交付決定額の10分の8以内 補助金の支払時期は、原則として、事業が完了し額が確定された後となりますが、補助事業者の経費立替に伴う負担を軽減するため、特に必要がある場合に限り事業完了前に支払うことが可能
問い合わせ先	〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場 まちづくり政策課 企画経営室 電話：0266-41-1111 Fax：0266-41-3976 E-mail keiei-k@town.tatsuno.lg.jp

【補助金交付の流れ】

